

「いちご王国」全国展開プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「「いちご王国・栃木」全国展開プロモーション事業」委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

栃木県は、いちごの生産量が50年連続日本一となったことを契機として、本県いちごの生産振興や認知度向上のみならず、関連する様々な産業の活性化、ひいては栃木県のブランド価値向上を図るため、平成29（2017）年度から「いちご王国」プロモーションを展開している。

この間、県内外でのイベントやいちごをテーマとした企業等の独自の取組（協賛事業）の他、コロナ禍においても情報化社会の進展を的確に捉え、SNS やインターネット等も効果的に活用したプロモーションに取り組んだ結果、「いちご王国・栃木」の認知度向上に繋がった。（令和3年度経済流通課調査）

そこで、今年度は全国での認知度向上に加え、県産いちごの更なる購買や本県への観光行動に繋げるため、「いちご王国・栃木」としての共通認識（「王国感」を明確にした統一イメージ）の上、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」や令和5（2023）年1月15日「いちご王国・栃木の日」制定5周年を契機にするなど、戦略的に年間を通じたプロモーションを実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和5（2023）年3月22日（水）まで

3 業務内容

（1）「いちご王国」プロモーションの基準づくり

統一イメージ、色調や王国ストーリー等を設定するとともに、各プロモーションの狙いを明確にした上で以下の事業に基づいた事業展開をすること。

（2）「いちご王国」プロモーション推進事業

ア 「いちご王国」プロモーション推進委員会の開催

「いちご王国」プロモーション推進委員会を開催するため会場の手配や設営、会議の運営補助等を行うこととともに、イベント性を持たせた提案を行うこと。

（ア） 時期 令和4（2022）年8月2日（火） 午後（予定）

（イ） 場所 栃木県総合文化センター 特別会議室（予定）

イ 「いちご王国」パートナー（協賛事業者）の募集

認知度向上に加え、いちご（生食、加工品、グッズ等）の購入や、観光・体験など行動につながるパートナーを拡大するための取り組みについて提案を行うこと。

（3）「いちご王国」パートナー活用プロモーション事業

（2）イの「いちご王国」パートナー（協賛事業者）と連携し、未協賛者に対して加入を促すような企画を提案すること。

(4) 「いちご王国」周年プロモーション事業

「いつでも栃木のいちご」をキーワードに、いちごの旬である冬期にとらわれないプロモーションを実施すること。

ア 「いちご王国・栃木」スイーツコンテストの開催

年間通じて楽しめる「いちご王国」ならではのオリジナルスイーツを広く募集したコンテストを開催すること。また、コンテスト上位入賞作品の活用方法を併せて提案しコンテストへの応募意欲を上げるなどほか、消費者にも参加してもらえる企画等を盛り込むなど創意工夫を凝らすこと。詳細については別紙1「「いちご王国」スイーツコンテストについて」を参照すること。

イ 「夏のいちご王国」ガイドマップの制作

夏に旬を迎える「なつおとめ」や県産いちごを使用したスイーツや加工品を掲載した夏でも“とちぎのいちご”を楽しめるガイドマップを6月下旬までに作成し、その後も適宜情報を更新すること。

ウ 「いちご王国」周年装飾

県庁周辺等に「いちご王国」統一イメージのもと装飾を行うこと。

エ 「いちご王国」栄誉賞（仮称）の創設

「いちご王国」パートナー（協賛事業者）がこれまで実施してきた独自の取組から、県産いちごのブランド価値向上や「いちご王国」の魅力発信及び認知度向上・県産いちごの利用拡大に貢献した優良事例を選定し表彰すること。

なお、表彰基準の作成や優良事例の選定については、甲と十分に調整するとともに「いちご王国」アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の意見も踏まえて実施すること。また、表彰式は（2）アと同日同所で開催すること。

オ 地元メディアによるPR

地元メディアを有効に活用した「いちご王国・栃木」のPRを行うこと。

(5) いちご一会「いちご王国」プロモーション事業

本県で開催される「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」と連携を図り、本会場において、「いちご王国・栃木」を県内外に広くPRする装飾を実施するとともに、いちご加工品の配布・販売を行うイベントを実施すること。なお、実施に当たっては、県生産振興課が行ういちご一会PR事業との連携や、県国体・障害者スポーツ大会局と十分に調整を図ること。

(6) 「いちご王国」アンバサダー活用型プロモーション事業

消費者等の視点での助言を行う「いちご王国」アンバサダー（以下「アンバサダー」という）の設置・運営を行うとともに、令和5（2023）年1月15日に5周年を迎える「いちご王国・栃木の日」記念イベント実施に向けて、「アンバサダー」の助言を反映させたプロモーションを企画・運営すること。

ア 「アンバサダー」会議の運営

委嘱は県内在住と県外在住のバランスを考慮し10名程度とし、甲乙協議のうえ選定することとし、4回以上アンバサダー会議を開催すること。なお、活動期間は令和4（2022）年6月～令和5（2023）年3月とする。

イ 「アンバサダー」の役割

- ・ アンバサダー会議に出席し、意見・提言を行うこと。
- ・ 「アンバサダー」が企画した取組を自ら情報発信すること。
- ・ 発信した取組については、「いちご王国」総合サイトにも掲載すること。

(7) 「いちご王国」総合サイトによる情報発信

ア 「いちご王国」総合サイト参加型キャンペーン

- ・ 「いちご王国」総合サイトに多くの人が訪問するキャンペーンを実施し、キャンペーン参加者が県産いちごの購買や観光を目的とした本県への来訪等の行動変容を促すキャンペーンを企画すること。
- ・ キャンペーン参加を促す広告配信も併せて行うこと。なお、プレゼント等も効果的に実施し、効果的なキャンペーンを運営すること。

イ その他

- ・ 「いちご王国」総合サイトの保守・点検は別事業として実施することとするが、キャンペーンに係るデザイン制作（サイト掲載用）については本業務で実施すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、サイトの保守・点検事業者と連携を図ること。
- ・ 詳細については別紙3「「いちご王国」総合サイトキャンペーンについて」を参照すること。

(8) 「いちご王国・栃木の日」5周年記念イベントの開催

「アンバサダー」のアイデアを生かし「いちご王国・栃木の日」5周年を記念するイベントを開催すること。

ア 日程 令和5(2023)年1月15日(日)

イ 場所 県庁又は県庁周辺をメイン会場とすることし、サテライト会場については集客が見込まれる施設等を提案すること

ウ 内容 ステージセレモニー、いちごマルシェ等魅力あるイベントを提案すること

(9) 「いちご王国」アバター活用事業

「いちご王国」アバター『栃 おとめ』(別紙3)をプロモーション等で活用すること。なお、アバター『栃 おとめ』のキャラクターは必ず使用することとし、システムは既存の活用の有無は問わない。詳細については別紙4「「いちご王国」アバター」を参照すること。

また、別に農業団体や協賛事業者等が行う販売促進活動においても活用できるものとする。

(10) 県有施設活用プロモーション事業

とちぎ花センターで実施する「花と苺のフェスティバル」と連携を図り、「いちご王国・栃木」を県内外からの来場者に広くPRするイベントを実施すること。なお、実施に当たっては、花と苺のフェスティバル実行委員会(事務局:県生産振興課)と十分に調整を図ること。

(ア) 時期 令和5(2023)年2月(予定)

(イ) 場所 とちぎ花センター(栃木市岩舟町下津原1612)

(11) 鉄道駅活用プロモーション事業

県内外からの観光客等の窓口となる主要鉄道駅の施設内において「いちご王国・栃木」をPR・定着させるための装飾を実施すること。場所は、現在装飾中の4駅(JR宇都宮駅、那

須塩原、日光 東武日光駅) 以外も提案すること。

(12) 「いちご王国」関西圏プロモーション事業

「いちご王国・栃木」の認知度は、関西圏においては38.7%（県経済流通課調査）とまだ認知度が十分とは言えないことからではないことから、関西圏においても更なる認知度向上を目指すため、「いちご王国・栃木」プロモーションを実施する。

ア 百貨店等における「いちご王国」フェアの開催

関西圏の百貨店等において、県産いちごのPRやいちごを活用したスイーツ等を提供する『「いちご王国・栃木」フェア in 関西（仮称）」を開催すること。

(ア) 時期 令和4(2022)年12月～令和5(2023)年2月頃（2回以上）

(イ) 期間 1回目：令和4(2022)年12月の複数日

2回目：令和5(2023)年2月上旬～中旬に1週間以上

(ウ) 場所 関西圏の百貨店等

イ 商業施設やテーマパーク等におけるPRイベントの実施

関西圏の集客の多い商業施設やテーマパーク等において、県産いちごの販売や「いちご王国・栃木」PRイベントを実施すること。

(ア) 時期 令和5(2023)年1月～2月

(イ) 期間 4日以上

(ウ) 場所 関西圏の商業施設又はテーマパーク等

4 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広聴計画を記載すること。

(2) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催にあたり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図るとともに、物流（配送）についても効率的な方法を検討すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物等の品質等について十分留意すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が開催できなかった場合の対応については、甲乙の協議により決定する。

(4) その他

ア これまで遡及してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

イ いちごの販売を行う場合には、コロナ禍及びアフターコロナのいずれの状況下においても、訴求者が一般消費者に対して県産いちごの魅力等についての理解促進を図るため、予め必要な指導及び調整を行うこと。

ウ 試食等の実施に当たっては、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。

エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作

成すること。

オ イベント実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を十分講じること。併せて「栃木県環境配慮方針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容を活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。